

議案第 83 号

新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年新座市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第 14 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び<u>同条第 10 項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第 4 号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（特別利用保育の基準）</p> <p>第 34 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定教育・保育施設は、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用保育を、施設型給付費に特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設）」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに</u>」と、第 12 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるの</p>	<p style="text-align: center;">（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第 14 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び<u>同条第 11 項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第 4 号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（特別利用保育の基準）</p> <p>第 34 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定教育・保育施設は、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用保育を、施設型給付費に特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設）」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに</u>」とあるのは「<u>同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの</u>」とあるのは「<u>同条第 2 号</u></p>

は「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第35条 [略]

2 [略]

3 特定教育・保育施設は、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用教育を、施設型給付費に特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園）とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設）と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

に掲げる小学校就学前子どもの」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第35条 [略]

2 [略]

3 特定教育・保育施設は、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用教育を、施設型給付費に特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月27日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。